

平成19年 6月 1日

関係各位

ひたちなか市役所管財契約課

建設工事及び設計等委託業務の入札制度の改正について

このことについて、以下のとおり改正いたしますので、ご了承願います。

改正内容

1 一般競争入札の拡大について

設計金額が3,000万円以上の建設工事を対象に一般競争入札を行っておりましたが、より一層の公正性、透明性及び競争性の確保を図るため、設計金額が1,000万円以上の建設工事及び設計等委託業務を対象に一般競争入札を行います。

2 一般競争入札参加資格の事後審査について

従来は、入札前に、一般競争入札参加資格審査申請書以外に参加資格関係書類（主任（監理）・管理技術者配置予定調書、施工等実績調書等）の提出を求めておりましたが、一般競争入札の拡大に伴う参加業者及び発注者の事務負担を軽減するため、今後は、一般競争入札参加資格審査申請書のみ提出を求めます。

開札終了後、予定価格の範囲内で最も低い金額を提示した落札候補者から、参加資格関係書類の提出を求め、参加資格の審査を行い、当該落札候補者に参加資格があると認められた場合には落札者とします。

3 特定建設工事共同企業体に係る対象工事の拡大

さらなる総合力の発揮、市内建設業者の施工技術の向上及び受注機会の拡大を図るため、下表のように改正します。

	建設工事の種類	改正前	改正後
市内建設業者による共同企業体	土木一式工事	1件の請負に付する額 1億円以上のもの	1件の請負に付する額 <u>7千万円以上のもの</u>
	建築一式工事	1件の請負に付する額 2億円以上のもの	1件の請負に付する額 <u>1億5千万円以上のもの</u>

4 電子入札の試行導入について

ICT推進を図るため、設計金額が3,000万円以上の建設工事を対象に電子入

札を試行的に行います。

導入スケジュールは別紙のとおり

5 談合に対するペナルティの強化

指名停止期間を最長24箇月に延長し、ペナルティの強化を図ります。

6 手持ち工事の制限について

受注機会の均等を図るため、一般競争入札により受注した手持ち工事（指名競争入札及び随意契約により受注した手持ち工事は除く。）が3件ある場合は、手持ち工事が2件以内になるまで、他の一般競争入札に参加できないとする制限を設けます。

平成19年6月1日以降発注する事案から適用します。

問 い 合 わ せ 先
ひたちなか市財務部管財契約課契約係
ひたちなか市東石川2 - 10 - 1
電話 029-273-0111 内線 1234 ~ 1237

別紙

ひたちなか市電子入札実施計画

平成19年6月から設計額が3,000万円以上の建設工事を対象に電子入札を実施します。平成20年4月からは、1,000万円以上の建設工事及び全ての設計等委託を対象に電子入札を実施し、平成21年4月からは、建設工事及び設計等委託の全てを電子入札で実施する予定です。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
建設工事	設計額3,000万円以上	設計額1,000万円以上	完全導入
設計等委託		完全導入	完全導入

説明会開催について

- 平成19年6月 市内建設工事土木一式Aランクの業者を対象に行います。
- 平成19年9月 市内建設工事Aランク（土木一式を除く。）の業者を対象に予定しております。
- 平成20年1月 市内建設工事Bランクの業者及び市内コンサルタント業者を対象に予定しております。
- 平成21年1月 市内建設工事Cランクの業者を対象に予定しております。